兵庫、昭47不12、昭47．９．12

命　　令　　書

申立人　　大阪淡路交通住吉営業所タクシー労働組合

被申立人　　大阪淡路交通株式会社

主　　文

本件申立てを却下する。

理　　由

本件申立書及び本件申立てと同時に提出された当委員会昭和47年（資）第16号資格審査申請書の各記載並びに調査の結果によると、本件は、被申立人と申立人組合との間の昭和47年６月30日付賃下協定につき、被申立人の支配介入行為により成立したものであるとしてその破棄と、これに伴う同年７月分以降の賃金差額の支払とを求めるため、申立人組合の名で申立てられたものであるが、同組合の代表者として表示されている２名のうちＡ１は、一組合員の資格において同組合を代表しようとするものであって、役員の地位になく、従って組合を代表する資格を有しないことは同人の自認するところであり、またＡ２は、同人もまた申立人組合を代表する資格を有しないのみならず、本件申立てに関与したことがなく、氏名を冒用されたに過ぎないことが明らかである。

よって本件申立ては、不適法として却下を免れないものといわねばならない。

昭和47年９月12日

兵庫県地方労働委員会

会　長　西　沢　　修